

改正廃掃法施行に伴う
「下請け業者による産業廃棄物運搬・処理の原則禁止等」
取扱い変更に関する説明会

2011/2/4

(社)日本壁装協会
顧問(環境担当)
近藤 亮介

廃棄物処理に関する法律

廃棄物処理及び清掃に関する法律(1970年制定)

通称、「廃棄物処理法」、「廃掃(はいそう)法」

1970年の国会は、通称「公害国会」。

水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく…
少なからず、「**廃棄物**」が、ご迷惑を。

従来「清掃法(1954)」を全面改定して制定。

廃棄物処理に関する法律

SHINWA KANKYO

廃棄物処理及び清掃に関する法律(1970年制定)

廃棄物の定義

自ら利用したり、他人に売ったりできないため、
不要になったもので、固形状または液状のもの

廃棄物処理に関する法律

SHINWA KANKYO

廃棄物処理及び清掃に関する法律(1970年制定)

「産業廃棄物」と「一般廃棄物」

産業廃棄物

・「**排出事業者**」が処理責任をもち、**事業者自ら**か、または、「排出事業者」の委託を受けた「**許可業者**」が処理する。

一般廃棄物

・「**市町村**」が責任を持つ。

廃棄物処理に関する法律

SHINWA KANKYO

廃棄物処理及び清掃に関する法律(1970年制定)

「産業廃棄物」と「一般廃棄物」

産業廃棄物とは？

- ・「**事業活動**」に伴って発生する「**特定の廃棄物**」
- ・多量発生性、有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき処理責任を有するものとして、現在、20種類の産業廃棄物が定められている。

一般廃棄物

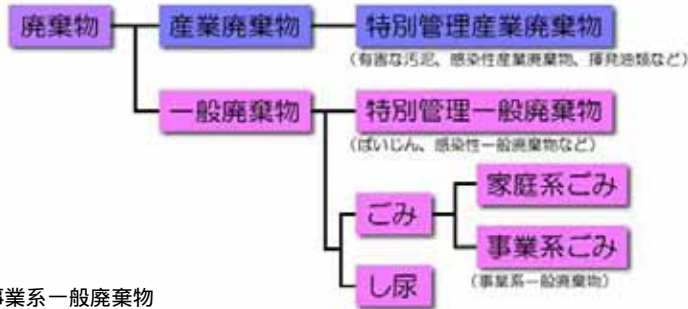
- ・「**産業廃棄物**」以外。

種類	具体例
燃え殻	石炭火力発電所から発生する石炭がら、焼却灰など
汚泥	工場廃水の処理や物の製造工程などから排出される泥状のもの
廃油	潤滑油、洗浄用油などの不要になったもの、廃溶剤
廃酸	廃塩酸、廃硫酸、有機廃酸類などのすべての酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などすべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど
木くず	建築業に係るもの(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る)、家具製造業などから排出されるもの
紙くず	建築業(木くずに同じ)、紙製造業、製本業、出版業などから排出されるもの
繊維くず	建築業(木くずに同じ)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)から排出される天然繊維くず
動植物性残渣	食品製造業から生ずる醸造かす、のりかす、魚のあらなど
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄くず、切削くず、スクラップなど
ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものを除く)
鉱さい	鑄物廃砂、製鉄所の炉の残さい(スラグ)、キューボラのノロ、ボタなど
がれき類	工作物の新築、建築、除去に伴って生ずるコンクリート片、レンガの破片
動物のふん尿	畜産農家から排出される牛、豚、鶏などのふん尿
動物の死体	畜産農家から排出される牛、豚、鶏などの死体
ばいじん	大気汚染防止法に定められるばい煙発生施設や産業廃棄物の焼却施設の集塵施設で集められたもの(すず)
その他(13号廃棄物)	産業廃棄物を処分した物であって上記のいずれにも該当しないもの(コンクリート固形化物など)

廃棄物処理に関する法律

SHINWA KANKYO

廃棄物処理及び清掃に関する法律(1970年制定)



事業系一般廃棄物

事業所、工場、商店等から出る紙くず、布きれ、梱包に使用した木くず、ダンボール等
飲食店、食堂等から出る残飯、厨芥類
小売店等から排出される野菜くず、魚介類等

東京では、「有料シール」
を貼って出す。

廃棄物処理に関する法律

SHINWA KANKYO

廃棄物処理及び清掃に関する法律(1970年制定)

ここまでのポイント

「**事業活動**」に伴って発生する「**廃壁紙**」は、「産業廃棄物」
「事業活動」に伴って発生する「**あらゆる廃プラ**」は、
産業廃棄物と定められている。

「**工事現場**」から発生するゴミは、「産業廃棄物」
「事業活動」に伴って発生する「**金属くず**」、「**がれき**」、
「**廃プラ**」、「**ガラス陶磁器くず**」は、すべて「産業廃棄物」
「工事現場」から発生する「**木くず**」、「**紙くず**」、「**繊維くず**」
は、すべて「産業廃棄物」
(有料シールを貼って、集積場に出されると、迷惑)

廃棄物処理法の中身 「排出事業者の責務」

SHINWA KANKYO

廃棄物を自らの責任において適正に処理する



自己処理

← 処理基準の遵守

委託処理

← 委託基準の遵守



事業活動に伴って排出された産業廃棄物は

処理基準に従い自社処理する

許可を持った処理業者に処理委託する

のどちらかになります

廃棄物処理法の中身 「排出事業者の責務」

SHINWA KANKYO

排出事業者責任 廃棄物を出した人
(建設現場 元請業者)

法律の原則 産業廃棄物の排出事業者は、自ら適正に処理しなければならない。(自己処理の原則)



処理委託 自ら適正に処理できない事業者は、許可業者に処理を委託することができる。



その場合、「委託基準」を守らなければならない。

現場

中間処理

最終処分または再生

排出事業者責任(現状回復責任)

廃棄物処理法の中身 「自己処理・運搬」

SHINWA KANKYO

産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること

悪臭、騒音又は振動による生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

運搬車両には、「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車(船舶)」である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、必要な書面を備え付けておくこと。

表示



必要書類

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、所在地
- ・運搬先の事業場の名称、所在地

廃棄物処理法の中身 「自己処理・保管、処理」

SHINWA KANKYO

【保管】

屋外において容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物が決められた高さを超えないようにすること。

【処理】

処分又は再生のための施設には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

↓ **全てを満たすのは難しい**

運搬・処理の委託

廃棄物処理法の中身 「委託基準」

SHINWA KANKYO

自ら処理できない排出事業者が、許可を持った処理業者に委託する場合の法的な基準

委託契約書の締結

書面による契約、所定の様式

マニフェストの交付・管理

排出事業者が交付する
運搬・処分終了の確認

許可の確認

委託する産業廃棄物の処理先の
中間処分許可・発生地・処分地の
収集運搬許可(発生品目の許可)

処分施設の確認

処理能力・中間処理後の処分先等

マニフェスト記載例 収集運搬業者が二社の場合 一次マニフェスト

10冊で、シリアル番号として記入済み
(1冊の表の(印刷)欄に部分又は交付番号用チェックシートで、コンピュータの力量に記入が可能なため使用します)

排出事業者が必要に応じ、
伝票管理のために任意の番号を記入

処分先の自治体が県外廃棄物の事前協議等を
指導している場合に記入

産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト(A)

産業廃棄物管理票 03174158956

建設系廃棄物マニフェスト(A) 大阪府 3-1-001

発行年月日 平成15年3月1日

交付番号 03174158956

伝票交付担当者の所属、氏名 産廃太郎

所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2

電話番号 06-2222-〇〇〇〇

産業廃棄物の種類

品名	数量	形状	備考
〇1コンクリートがら	6	1. 粒状	
〇2アスベスト		2. 錠状	
〇3その他がら		3. 塊状	
〇4ガラス・陶磁器くず		4. 屑	
〇5プラスチックくず			
〇6金属くず			
〇7繊維くず			
〇8その他			
〇9その他			
〇10その他			
〇11その他			
〇12その他			
〇13その他			
〇14その他			
〇15その他			
〇16その他			
〇17その他			
〇18その他			
〇19その他			
〇20その他			
〇21その他			
〇22その他			
〇23その他			
〇24その他			
〇25その他			
〇26その他			
〇27その他			
〇28その他			
〇29その他			
〇30その他			

中間処理業者(収集運搬業者)①
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

中間処理業者(収集運搬業者)②
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

最終処分先(処分業者)
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

収集運搬業者(収集運搬業者)①
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

収集運搬業者(収集運搬業者)②
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

排出事業者(排出業者)
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

中間処理業者(収集運搬業者)①
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

中間処理業者(収集運搬業者)②
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

最終処分先(処分業者)
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

収集運搬業者(収集運搬業者)①
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

収集運搬業者(収集運搬業者)②
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

排出事業者(排出業者)
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

中間処理業者(収集運搬業者)①
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

中間処理業者(収集運搬業者)②
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

最終処分先(処分業者)
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

収集運搬業者(収集運搬業者)①
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

収集運搬業者(収集運搬業者)②
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

排出事業者(排出業者)
所在地 大阪府大阪市淀川区〇〇2-2-2
電話番号 06-2222-〇〇〇〇

KANKYO

法改正の歴史

1970(昭和45年)
1976(昭和51年)
1991年(平成3年)
1997年(平成9年)
2000年(平成12年)
2010年(平成22年)

* 10年ぶりの、大規模法改正。

2010法改正の中身・・・(その前に)

法第21条の3第1項 (過去から存在したルール)

建設工事に伴い発生する廃棄物は「元請事業者」が
「排出事業者」となる。



元請が、自ら処理するか許可業者に委託しなければならない

世の中、本当に、そうになっていたか？

2010法改正の中身・・・(その前に)

SHINWA KANKYO

元請が、自ら処理するか許可業者に委託しなければならない

下請負業者による「無許可運搬」・「持ち帰り行為」は法違反。

下請負業者は**廃棄物処理業の許可**がなければ、廃棄物の運搬又は処分を行うことができない。

元請業者から処理を依頼されても、運搬・処理行為は行うことができない。

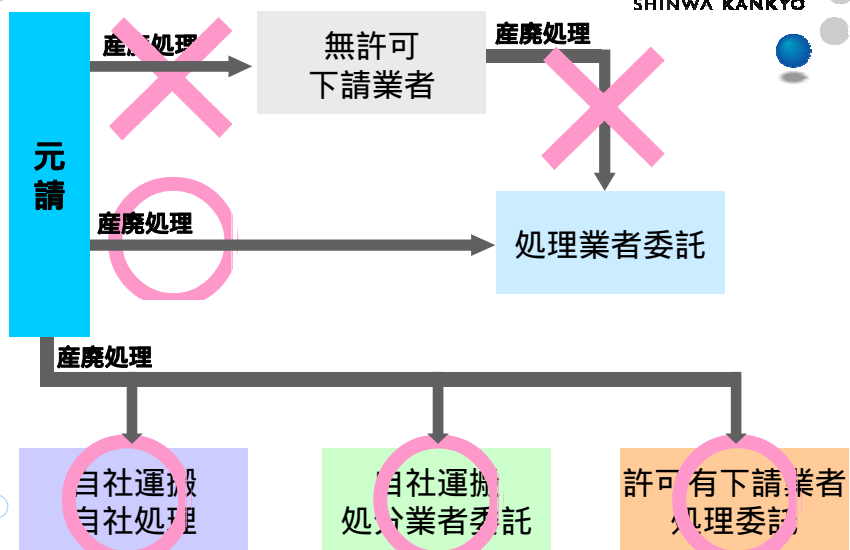
現場から発生する廃棄物を下請負業者置場や許可業者の中間処理施設などへ運搬することは、法違反。

元請業者に「許可業者への処理委託」を求める必要がある。

(どれも、今に始まったことではない・・・)

2010法改正の中身・・・(その前に)

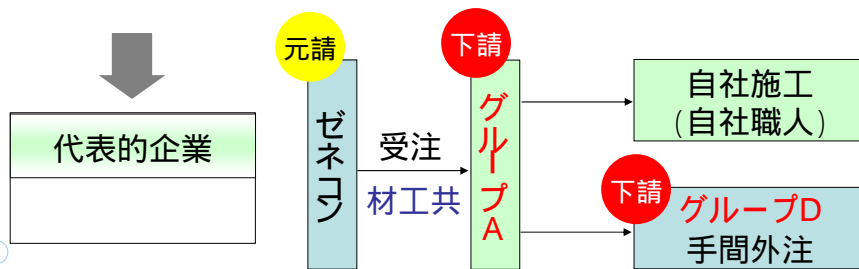
SHINWA KANKYO



元請？下請？ケーススタディー

グループA 「ゼネコンの一次下請内装会社」

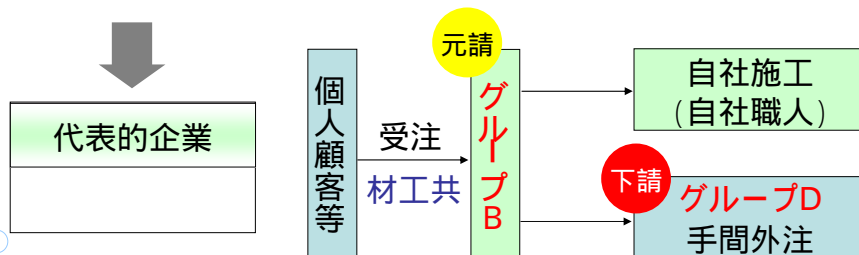
ゼネコンの「一次下請」として受注
「材工共」で受注
自社で「職人を抱えている」
手間を「外注」するときもある



元請？下請？ケーススタディー

グループB 「個人住宅等の内装リフォーム会社」

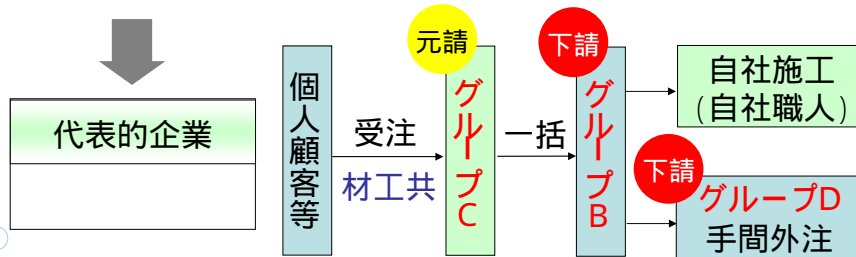
個人などから「元請」として受注
「材工共」で受注
自社で「職人を抱えている」
手間を「外注」するときもある



元請？下請？ケーススタディー

グループC 「インテリアショップなど」 SHINWA KANKYO

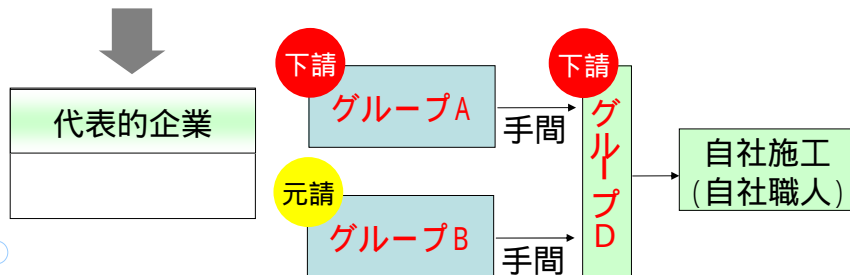
「取次店」のようなスタイルで、「元請」として受注
「材工共」で受注
「グループB」に一括、一式、外注。(材工共)
自社で「職人を抱えていない」



元請？下請？ケーススタディー

グループD 「手間職専門業者」 SHINWA KANKYO

「グループA」、「グループB」より、「下請」として受注
「手間」のみ
自社で「職人を抱えている」



2010法改正 「規制緩和？規制強化？」

SHINWA KANKYO

建設小工事における少量廃棄物の処理について

条件を満たした場合に限り、「(無許可)下請負業者」が、
廃棄物の「運搬」をすることが、OKとなる。



(逆に言うと…)

条件を満たさない限り、「(無許可)下請負業者」が、
廃棄物の「運搬」をすることは、絶対にNG。

こちらの観点での「強い意志」？
「このようなケース」での「不適正処理」？

2010法改正 「下請負業者が、運搬できる条件

SHINWA KANKYO

全部、満たさなければならない。

小規模リニューアル工事であって、その請負金額が
500万円以下の工事。

- ・同一物件において、分割発注される場合は、合計で500万円であること。
- ・新築、増築工事における竣工引渡後の軽微な修繕工事(瑕疵工事など)であって、請負代金相当額が500万円以下の工事。

特別管理産業廃棄物以外の廃棄物であること。

1回に運搬する廃棄物の容積が、 1m^3 以下であることが
明確な廃棄物であること。

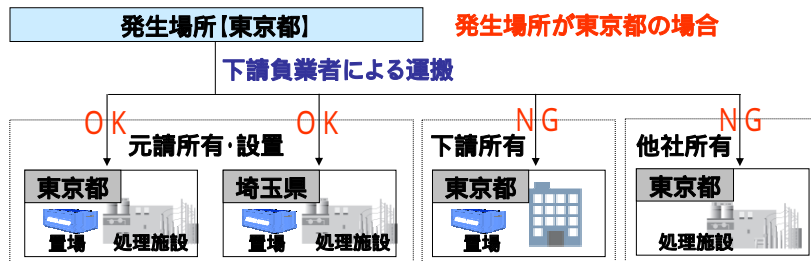
積替保管を行わないこと。

2010法改正「下請負業者が、運搬できる条件」

SHINWA KANKYO

運搬先が、次のいずれかであること。

- ・「元請業者の指定する保管場所」
元請業者が所有し、もしくは、使用权を有する場所に限る。
- ・「元請業者の指定する廃棄物処理施設」
元請業者が設置するものに限る。
- *いずれの場合も、発生現場と「隣接都道府県内」に存在するものであること。



2010法改正「下請負業者が、運搬できる条件」

SHINWA KANKYO

当該建設工事の請負契約書において、 廃棄物の運搬が請負項目に入っていること。

「下請業者」が、それを運搬するに当たり、 以下の書類を携行すること。

- ・工事請負契約の写し 瑕疵工事の場合は、既に、本工事の引渡しが行なわれたことを確認できる資料
- ・現場の位置、廃棄物の種類と量、運搬先、運搬期間を具体的に記した文書

2010法改正 「下請負業者が、運搬できる条件」

SHINWA KANKYO

全部、満たさなければならない。



7つの、非常に厳しい条件

対応策 「処理業者に委託する」

SHINWA KANKYO

処理業者の、小口回収(1m³単位)サービスを利用する。

フローア毎にフレコンを配置し少量搬出



1m³から回収いたします

作業場所に廃棄物を入れても移動できるフレコンを設置いたします。フレコン毎積込みますので交換もスムーズです。

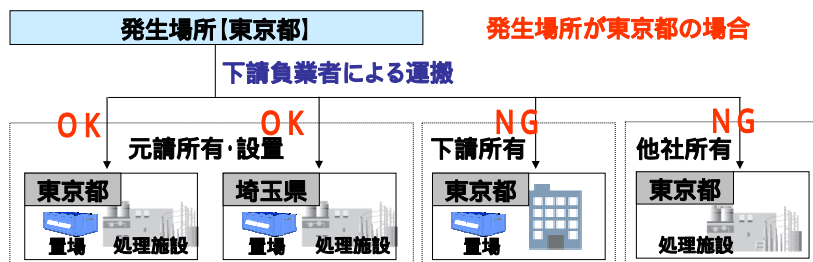
対応策 「条件を満たす保管場所」を設置。

SHINWA KANKYO

元請業者に「なりうる」会社は、

「条件を満たす保管場所」

を設置する(発生場所の隣接都道府県内)。



(これ) 廃棄物処理法に定められている保管基準に適合するものを。

対応策 「収集運搬業の許可をとる」

SHINWA KANKYO

下請負業者に「なりうる」会社は、

「産業廃棄物収集運搬業の許可」

を取得する。



SHINWA KANKYO

Fin

ご静聴ありがとうございました。